

長崎労働局発表
令和5年9月13日（水）

【照会先】

長崎労働局労働基準部

賃金室長 山本 浩明

賃金室長補佐 木場 孝行

電話 095-801-0033

報道関係者 各位

「長崎県最低賃金」を「時間額 898 円」に引上げ

～ 発効日は令和5年10月13日 ～

長崎労働局(局長 こじょう ひでき 小城 英樹)は、令和5年8月17日に長崎地方最低賃金審議会(会長 ふかうら あつゆき 深浦 厚之)から答申を受けた長崎県最低賃金の改正に関して、所要の手続きを経て現行の長崎県最低賃金(時間額 853 円)を45円引き上げ、**時間額 898 円とする旨の改正決定**を行うとともに、本日(9月13日)官報公示を行いました。改正後の長崎県最低賃金は、**令和5年10月13日(金)から発効**となります。



長崎労働局では、管下の労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)と共に、改正後の長崎県最低賃金の周知を図るとともに、上記の長崎地方最低賃金審議会の要望も踏まえ、賃金引上げを支援する「**業務改善助成金**」^{*}を、県内の中小企業・小規模事業者の皆様に一層ご活用いただくよう合わせて周知に努めてまいります。



また、「長崎県最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、賃金額の高い最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

したがって、「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金」、「長崎県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」の適用される事業場については、令和5年10月12日までは、特定(産業別)最低賃金が適用されますが、令和5年10月13日以降は改正後の「長崎県最低賃金」が適用されることとなるため、時間額 898 円以上の賃金を支払わなければなりません。

【参考】長崎県最低賃金額及び引上げ額、引上げ率の推移

年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
効力発生日	R1.10.3	R2.10.3	R3.10.2	R4.10.8	R5.10.13
最低賃金額	790 円	793 円	821 円	853 円	898 円
引 上 げ 額	28 円	3 円	28 円	32 円	45 円
引 上 げ 率	3.67%	0.38%	3.53%	3.90%	5.28%

・最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以後の引上げ額・引上げ率は別表をご覧ください。

※ 「**業務改善助成金**」は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援する助成金です。

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者の皆様はその設備投資などに要した費用の一部を助成します。

令和5年8月31日から、①対象事業場の拡大（事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内から50円以内に拡大）、②賃金引き上げ後の申請（対象は事業場規模50人未満の事業場）、③助成率区分の見直し（助成率区分となる金額の引き上げ）などの制度拡充が行われています。（詳細は別添リーフレットをご参照ください。）